

社会福祉法人三美厚生団 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三美厚生団(以下「この法人」という。)定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉その他関係法令の定めるところにより、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人内の事業所を主たる勤務場所とする者で、理事会で常勤者と決議した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (6) 出張旅費とは、法人の業務のため出張する場合に支払われる費用をいう。報酬等及び費用とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 三美厚生団は、定款の定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として別表の通り報酬を支給することができる。

2 法人内事業所において給与を受け取っている常勤役員に対しては報酬は支給せず、法人の業務のために要した費用、出張旅費のみを支給する。

(報酬の支給)

第4条 報酬、費用、出張旅費は都度現金にて支給する。

(費用)

第5条 三美厚生団は、役員等が理事長の命を受けてその業務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程は、令和5年4月1日より、一部改正施行する。

別表（役員等報酬額一覧）

< 報酬額 >

(常勤)	報 酬 額	
理事長	支給しない	
理 事	支給しない	
	業務報酬	出席報酬
理事長	支給しない	支給しない
理 事	支給しない	支給しない
(非常勤)	報 酬 額	
理事長	月額150,000円	
理事・監事	支給しない	
評議員	支給しない	
	業務報酬	出席報酬
理事長	日額10,000円	日額5,000円
理事・監事	日額10,000円	日額5,000円
評議員	日額10,000円	日額5,000円

